

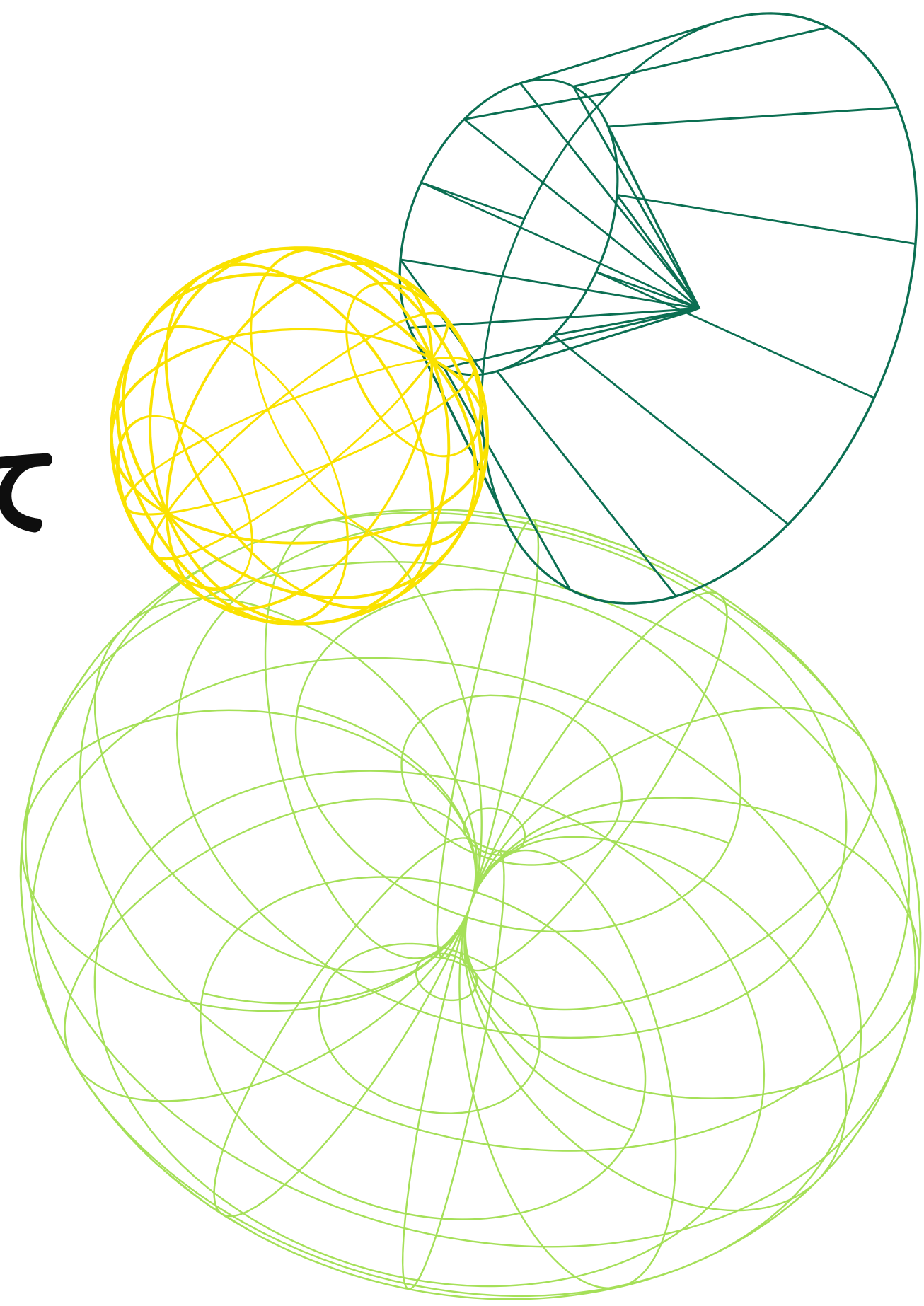
令和8年度 集団指導

# 運営指導を通じたの留意点について

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

令和8年5月

群馬県 健康福祉部 福祉局 監査指導課



# 説明項目

---

- 01 人員基準・勤務体制の確保**
- 02 運営基準**
- 03 利用者処遇**
- 04 給付費**

# 1 人員基準・勤務体制の確保

## ・主な指導事例

- ①従業者の員数が、常勤換算方法で2.5より少ない。
- ②サービス提供責任者として配置する非常勤職員が常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していない。
- ③勤務体制について適切に管理されていない。  
\*勤務表が未作成、勤務実績の管理が不十分、兼務状況等が不明確。

# 1 人員基準・勤務体制の確保

## ・改善ポイント①

従業者の員数について、常勤換算方法で**2.5以上**配置していることを確認してください。

### \*常勤換算方法

従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する。

# 1 人員基準・勤務体制の確保

## ・改善ポイント②

サービス提供責任者として配置する**非常勤職員**が、常勤の従業者が勤務すべき時間数の**2分の1以上**に達しているか確認してください。

\*サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、当該事業所における勤務時間が、常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者であること。

\*事業の規模に応じて常勤1人以上配置する。

# 1 人員基準・勤務体制の確保

## ・改善ポイント③

月ごとに人員配置の計画を立て、勤務表を作成し、勤務実績についても確認のうえ、記録をする。

### \*勤務表に記載すべき事項

- 従業者の日々の勤務時間、職務の内容
- 常勤・非常勤の別
- 管理者との兼務関係
- サービス提供責任者である旨等

## 2 運営基準（内容及び手続の説明及び同意）

---

### ・主な指導事例

- ①重要事項説明書が作成されていない。交付していない。
- ②重要事項説明書に必要事項が記載されていない。
- ③重要事項が事業所の見やすい場所に掲示されていない。

## 2 運営基準（内容及び手続の説明及び同意）

### ・改善ポイント①

重要事項説明書を**交付**して**説明**を行い、**同意**を得てください。

\*署名欄を説明、交付を受けたこと・同意したことの確認ができるように記載する。

\*報酬改定があった場合、改定後の基本報酬額、各種加算額をまとめた書面を交付し、説明を行い、同意を得て保管する。

## 2 運営基準（内容及び手続の説明及び同意）

### ・改善ポイント②

重要事項説明書に**必要事項を漏れなく記載**してください。

#### \*記載すべき事項

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況等  
(第三者評価を受審していない場合でも「第三者評価の実施 無」と記載する。)

## 2 運営基準（内容及び手続の説明及び同意）

### ・改善ポイント③

利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を**事業所の見やすい場所に**掲示してください。

\*利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を見やすい場所に掲示する。

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務体制
- 協力医療機関

利用者の手が届く見やすい場所に、ファイルに綴じて保管することでも可。

\*掲示してある資料に不足がないかを確認する。

\*掲示すべき資料の内容に**変更が生じた場合**、掲示も**更新**する。

## 2 運営基準（業務継続計画の策定等）

### ◎業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組みの強化

#### ・主な指導事例

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「**業務継続計画**」を策定していなかった。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な**研修及び訓練**を定期的実施していなかった。
- ③業務継続計画の策定等について、従業員に対し、研修及び訓練を実施した場合、実施内容について適切に記録していなかった。

#### ・改善ポイント

- ①「感染症」及び「災害」に係る内容を整備する。  
※感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬の減算の適用となる。
- ②研修及び訓練を定期的**（年1回以上）**に実施する。
- ③業務継続計画にかかる研修及び訓練を実施した際は、実施したことが分かるよう記録を残す。

## 2 運営基準（衛生管理）

### ◎感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底

#### ・主な指導事例

- ①「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」を開催していなかった。
- ②「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」を整備していなかった。
- ③「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練」を実施していなかった。

#### ・改善ポイント

- ①委員会をおおむね6月に1回以上開催する。
- ②“平常時の対策”と“発生時の対応”を含めた指針を整備する。
- ③研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

# 3 利用者処遇（身体拘束等の禁止）

前提：「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない」

## ・主な指導事例

- ①緊急やむを得ない場合以外で、身体拘束が行われていた。
- ②緊急やむを得ない場合に、身体拘束を行うことを説明していない。
- ③身体拘束の経過観察・再検討の記録がない。
- ④解除に向けた検討・取組を行っていない。
- ⑤やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録がない。  
13
- ⑥身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催がない。
- ⑦身体拘束等の適正化のための指針の整備がない。  
(身体拘束等の適正化のための指針について、解釈通知記載の含めるべき項目が満たされていない。)
- ⑧身体拘束等の適正化のための研修の実施がない。

# 3 利用者処遇（身体拘束等の禁止）

## ・改善ポイント

⑤について、  
緊急やむを得ず行う場合には…

1. その態様
2. 時間
3. 利用者の心身の状況
4. 緊急やむを得ない理由
5. その他必要な事項



記録する

「正当な理由なく障害者の身体を  
拘束すること」は虐待  
(①切迫性 ②非代替性 ③一時性 を確認)

具体的にどのような行為が身体拘束に  
該当するかを一人ひとりの従業者が知る  
必要がある。

⑥ **身体拘束適正化検討委員会**を少なくとも1年に1回以上開催する。

⑦ 解釈通知記載の含めるべき項目を記載した身体拘束等の適正化のための**指針**を整備する。

⑧ 身体拘束等の適正化のための**研修**を定期的に実施する。（年1回以上及び新規採用時）

※上記のいずれか1つでも実施がない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用となる。

なお、委員会及び研修の「年1回」は、直近1年で考える。

# 3 利用者処遇（虐待等の禁止）

## ・ 主な指導事例

- ・ 利用者からの危害を避けるために職員が利用者の身体を叩いた。
- ・ 従業者に対して障害の特性を学ぶための研修や虐待防止啓発のための研修が行われていなかった。

## ・ 改善ポイント

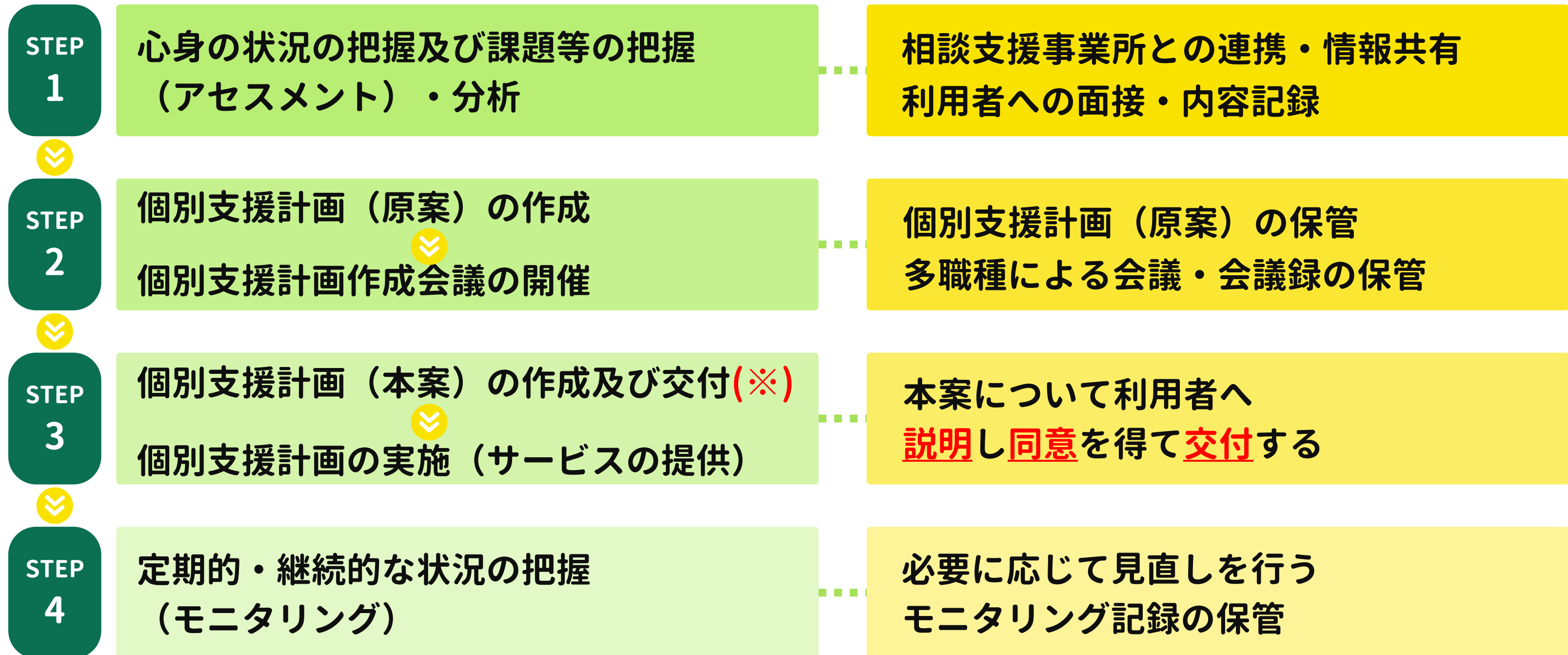
### 01 必要な措置

- ✓ 虐待防止に関する担当者の配置
- ✓ 従業者に対する研修
- ✓ 虐待防止委員会の開催

### 02 虐待防止の取り組み

- ✓ 児童発達支援管理責任者を中心とした日常的な支援場面の把握
- ✓ 事故・ヒヤリハット報告書、虐待防止チェックリスト等の活用
- ✓ 苦情解決体制の利用、第三者評価、相談支援専門員等の外部の目の活用

# 3 利用者処遇（個別支援計画の作成等（プロセス））



※ 個別支援計画（本案）は相談支援事業所へも交付する。また、送付日の記録をする。

注）計画変更の場合も同様の手順で行う。

# 3 利用者処遇（個別支援計画の作成）

---

## ・主な指導事例

- ① サービス提供責任者ではない者が作成者となっている。
- ② 個別支援計画を利用者及びその同居の家族に説明、交付していない。
- ③ サービス提供責任者が行ったアセスメントの記録がない。

# 3 利用者処遇（個別支援計画の作成）

## ・改善ポイント①

個別支援計画はサービス提供責任者が作成してください。

\*利用者の担当従業者ではなく **サービス提供責任者が作成**する。

\*利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成する。

# 3 利用者処遇（個別支援計画の作成）

## ・改善ポイント②

作成した個別支援計画を説明し、同意を得たうえで、交付してください。

\*個別支援計画を作成した際は、**遅滞なく利用者に交付する。**

\*利用者及びその同居の家族に対して、計画の目標や内容等について理解しやすい方法で説明する。

# 3 利用者処遇（個別支援計画の作成）

## ・改善ポイント③

アセスメントを行い、記録してください。

\*利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにする。（アセスメント）

\*それに基づき、援助の方向性や目標性を明確にし、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の**評価**を行い、**記録**を作成する。

# 4 給付費（介護給付費の算定及び取扱い）

## ・ 主な指導事例

- ① 2人の従業者により介護を行っているが、利用者や家族の同意を得ていない。
- ② 初回加算の算定にあたり、サービス提供責任者のサービス提供又は同行の記録がない。
- ③ 喀痰吸引等支援体制加算の算定にあたり、喀痰吸引を行った記録が漏れている。
- ④ 居宅介護計画に位置づけられた標準的な時間で算定していない。

## 4 給付費（介護給付費の算定及び取扱い）

### ・改善ポイント①

2人の居宅介護従業者等による居宅介護等を行う場合は、個別支援計画等により**利用者や家族の同意**を得てください。

\***個別支援計画に記載する等**により、利用者の同意を得ていることが分かるようにする。

\*身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合等

## 4 給付費（介護給付費の算定及び取扱い）

### ・改善ポイント②

初回加算の算定要件にある、サービス提供責任者のサービス提供、同行の記録を残してください。

\*サービス提供責任者が同行した場合に、**同行訪問した旨を記録**する。

## 4 給付費（介護給付費の算定及び取扱い）

### ・改善ポイント③

喀痰吸引等支援体制加算の算定にあたっては、**喀痰吸引を行った記録**を作成してください。

\*介護職員等が痰の吸引等を実施した場合には、その記録を作成する。

\*ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

# 4 給付費（介護給付費の算定及び取扱い）

## ・改善ポイント④

居宅介護サービス費の算定にあたっては、居宅介護計画に基づいて行われるべき居宅介護等に要する時間に基づき算定してください。

\*指定居宅介護を行った場合に**現に要した時間ではなく**、居宅介護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定することとされているため、提供するサービスの所要時間を居宅介護計画に記載してください。

\*サービス提供内容や提供時間が実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要です。

# 4 給付費（その他）

---

## ・主な指導事例

- ① 受給者証の事業者記入欄に必要な事項が記載されていない。
- ② 契約内容報告書が提出されていない。
- ③ 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合に、利用者に対して介護給付費の額が通知されていない。

# 4 給付費（その他）

## ・改善ポイント①

利用者と**契約が成立したとき**は、受給者証の**事業者記入欄**に必要な事項を記載してください。

### \*記載すべき事項

- 当該事業者及びその事業所の名称
- サービスの内容
- 契約支給量
- 契約日等

\***記載事項に変更があったときも同じ**です。

## 4 給付費（その他）

### ・改善ポイント②

利用者と契約が成立したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対して遅滞なく報告してください。

\*受給者証に記載をしたときに、当該記載事項を遅滞なく報告する。

\*記載事項に変更や終了した際も同じです。

## 4 給付費（その他）

### ・改善ポイント③

法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対して介護給付費の額を通知してください。

\*サービスの種類、サービスの提供年月、代理受領した額を記載した通知とする。

\*給付費を事業者が利用者の代わりに受領するのは、サービス提供の翌々月なので、通知は早くても翌々月となる。

# おわりに

以下は特に指摘が多い内容ですので、ご確認をお願いします。

1. 障害者虐待防止の推進
2. 身体拘束等の適正化の推進
3. 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
4. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策

令和6年度の報酬改定や令和8年度の変更点についてご注意ください。指定事業者として関係法令に則って、適切な事業所運営を行い、利用者に対するサービス向上に努めてください。

基準等の概要は、群馬県ホームページ（監査指導課）「**自主点検表**」でも確認いただけますので、ぜひご活用ください。 → <https://www.pref.gunma.jp/soshiki/58/>

改定の詳細は、以下をご確認ください。

- 厚生労働省ホームページ「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)
- こども家庭庁ホームページ「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

**(参考)**

**○関係法令等**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)

**【障害福祉サービス】**

・ **基準省令**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

・ **解釈通知**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)

・ **報酬告示**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

・ **留意事項通知**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号)

・ **県条例**

群馬県指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第96号)